

フューチャー・アース日本委員会規約

〔平成 29 年 9 月 15 日
フューチャー・アース日本委員会設立総会決定〕

フューチャー・アース日本委員会の規約を以下のとおり定める。

第 1 条（名称）

本会は、フューチャー・アース日本委員会（以下「日本委員会」と称する。

第 2 条（目的）

国際学術プログラムであるフューチャー・アースの国内外における展開を図るため、日本学術会議と連携し、社会における幅広いステークホルダーとの連携・協働を通して我が国における超学際取組の推進を目指す。また、フューチャー・アースの取組を通じて、国内外における国連持続可能な開発目標の実現に向けた社会の各層における取組に資することを目指す。さらに、フューチャー・アース国際本部事務局日本ハブ及びフューチャー・アース・アジア地域センターの活動を支え、我が国の国際的な取組を強化する。

第 3 条（事業）

日本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 参加機関と連携してシンポジウム等を開催・後援する。
- (2) 参加機関同士のネットワークを構築し、情報交換を行う。
- (3) フューチャー・アースの取組について、我が国社会における浸透を図るべく、広報周知に取り組む。
- (4) 参加機関の連携により、フューチャー・アース国際本部事務局日本ハブ及びフューチャー・アース・アジア地域センターの活動を支援する。
- (5) 我が国のフューチャー・アースの国内外における取組について、国際的な情報発信の強化に取り組む。
- (6) その他第 2 条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第 4 条（参加機関）

日本委員会は、第 2 条の目的を共有し、第 3 条の事業を推進する参加機関の集まりとする。

第5条（参加手続き）

日本委員会に参加しようとする新規の機関は、総会の承認を得て、参加機関となることができる。

第6条（退会について）

参加機関が脱退する場合は、運営委員会に対して事前に通告するものとする。

第7条（総会）

- (1) 総会は、すべての参加機関によって構成される。
- (2) 総会に議長をおく。議長は、運営委員会の共同委員長がこれに当たる。
- (3) 総会は、参加機関の過半数の出席により成立し、総会出席者の過半数をもって議決を行う。やむを得ない理由により欠席する者は、書面をもって表決を委任することにより出席したものとすることができる。議長は、やむを得ない事情により時間的余裕が少ない、通常の場合から判断して審議時間を多く要しない等の理由により、面談会議又はビデオ会議を開催して議決するよりも適当であると判断する議案についてメール審議を実施することができる。
- (4) 総会においては、①活動計画の承認、②参加機関の承認、③運営委員の選任、④規約の変更、⑤その他総会で議決すべき事項の審議を行う。
- (5) 総会においては、総会出席者の3分の2の同意のもとで、①運営委員の解任、②参加機関の除名を議決できる。
- (6) 総会は、年に一回以上開催することとし、議長が招集する。
- (7) 総会を構成する参加機関のうち、10分の1以上の要請があった場合、共同委員長は総会を招集できる。
- (8) 議長は日本委員会を代表し、会務を総括する。

第8条（運営委員会）

日本委員会の執行機関として、参加機関に所属する者の中から選出された委員15名以内から構成されるフューチャー・アース運営委員会（以下「運営委員会」）を置く。

- (1) 運営委員会の委員は、総会の同意を得て選任される。
- (2) 委員の任期は2年とする。
- (3) 運営委員会は、共同委員長2名を互選にて選出する。
- (4) 共同委員長の任期は1期2年とする。最長3期の範囲で再任を妨げない。当該期の途中で共同委員長となる者の任期は、当該期の最後の日までとする。共同委員長が任期途中で退任する時は、委員の互選により、後任を選任する。その者の任期は前任者の残任期間とする。
- (5) 運営委員会の議長は共同委員長がこれにあたる。

- (6) 運営委員会の招集、議決については、第7条の総会の規定に準ずる。
- (7) やむを得ない理由により運営委員会を欠席する者は、予め代理の者を指名し、共同委員長に事前に連絡するものとする。
- (8) 運営委員会に、専門的見地から助言を得るため若干名のオブザーバーを置くことができる。
- (9) オブザーバーは、運営委員会の同意を得て共同委員長が選任する。
- (10) 運営委員会には、この規約に規定する事項の他、次の事項を付議する。
 - ・総会で議決した事項の執行に関すること。
 - ・総会に付議すべき事項に関すること。
 - ・その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第9条（事務局）

- (1) 日本委員会の事務を処理するために、事務局を置く。
- (2) 日本委員会の運営を担う参加機関を幹事機関と呼び、日本委員会の事務局を幹事機関に置く。

第10条（規約の変更等）

本会の規約は、総会の決議によって変更することができる。

第11条（設立年月日）

本会の設立年月日は平成29年9月15日とする。

第12条（規約施行日）

本規約の施行は平成29年9月15日とする。

附則

この規約の施行に必要な内規は、運営委員会により別に定める。